

富山県地域特産品認証（Eマーク）認証基準

| 農産物 | | 畜産物 | |
|----------|------|----------------|------|
| 品目 | ページ数 | 品目 | ページ数 |
| 米菓 | 1 | ロースハム | 40 |
| かんもち | 3 | ポークソーセージ | 43 |
| 生もち | 5 | 焼豚 | 46 |
| 清酒 | 7 | アイスクリーム類 | 48 |
| かぶら寿し | 9 | 豚肉餃子 | 50 |
| 農産物漬物 | 11 | 加熱たまご | 52 |
| 食用植物油脂類 | 14 | プリン | 54 |
| 干柿 | 16 | | |
| ジャム類 | 17 | | |
| 豆腐 | 19 | | |
| 油揚げ | 21 | | |
| 米みそ | 22 | ホタルイカのしょうゆ漬け | 56 |
| お茶漬 | 23 | ホタルイカの塩辛 | 58 |
| パン類 | 25 | シロエビの昆布じめ | 60 |
| 乾めん類 | 26 | ブリ大根 | 61 |
| ワイン | 27 | 煮干魚類 | 63 |
| 豆菓子 | 28 | 魚介類干物 | 65 |
| 果実・野菜飲料 | 29 | (一夜干し、みりん干し含む) | |
| 煮豆 | 31 | かき揚げ類 | 67 |
| 乾燥野菜・果実類 | 32 | | |
| 焼き菓子 | 33 | | |
| ます寿し | 35 | | |
| 調味みそ | 36 | | |
| 柿酢・柿酢調味料 | 37 | | |
| 五平餅 | 38 | | |

米菓の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産されたうるち米又はもち米を原料として、富山県内で製造された米菓に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 米菓 | 次に掲げるもののうち。 1 うるち米の米粉を練って、蒸した餅状の生地をのばし、型で抜いてから乾燥して、焼き上げたもの 2 もち米を餅粉にし、それを固め、布やして硬化させてから、うずい板状に切削又は切断して、乾燥して焼き上げたもの又は油で揚げたもの 3 うるち米又はもち米をホンダ子機で加熱加工したもの 4 1、2又は3に風味原料を加えたもの。 |
| 風味原料 | 豆類、芋類類、野菜（山菜を含む）、果実、海藻類、干しエビ、ハーブ、香辛料、コーヒー及びシナモン等にこれらの加工品等、又又は香りを付与するために使用する原料をいう。 |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|-------|--|---|
| 品質 | 品 位 | 形状、香味、食感が良好であること。 |
| 原 料 | 食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県で生産されたうるち米又はもち米 2 調味料 しょうゆ、食塩、糖類、その他調味料として使用するもの 3 脱脂牛乳 4 食用植物油 |
| 質 | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 香辛料 2 調味料 |
| 其 物 | 入出荷 | 流入していないこと。 |
| 内 容 量 | 表示 | 表示されている内容量に適合していること。 |
| 表 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるものには、次のとおりとする。 | |
| | 特別表示事項及びその表示の方法 | 個表示事項とは別に、「富山県産米を100%使用しています」等、富山県産米を使用している旨を記載することができる。 |

| | | |
|---|--------|--|
| 示 | 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一方法によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公印が推奨しているかのように誤認させる用語は、表示していないこと。 |
|---|--------|--|

2. 使用する原材料のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適工业化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにあっては、当該日本農林規格による格付が行われたものでなければならない。ただし、輸入品の原材料として使用する場合等やむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとすることができる。

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が 1 人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域物産認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成 14 年 1 月 28 日から施行する。

この基準は、平成 15 年 1 月 28 日から施行する。

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

かんもちの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産されたもち米を原料として、高山県内で製造されたかんもちに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|--|
| かんもち | もち米を熱してつきあげたもの又はこれに風味原料を加えたものを板状に成形し、自然乾燥(機械による送風、加温等を行わない乾燥)させたものをいり。 |
| 風味原料 | 豆類、穀穀類、野菜(山菜を含む)、果実、海草類、下しエビ、ハーブ、ヨーヨー及びコマ並びにこれらの加工品等、味又は香りを付与するために使用する原料をいう。 |

第3 品質及び品質表示

| 又 分 | | 基 準 |
|--------|-------------|--|
| 品 質 | 品 位 | 形状、香味が良好であること。 |
| | 原 材 料 | 次に掲げるものの以外のものを使用していないこと。 1 富山県で生産されたもち米 2 食塩 3 砂糖 4 風味原料 |
| | 食 品 添加 物 | 着色料以外のものを使用していないこと。 |
| | 異 物 | 混入していないこと。 |
| | 内 容 量 | 表示されている内容量に適合していること。 |
| | 表 | 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 |
| | 表示の方法 | 名称は「かんもち」と記載する。 |

| | | |
|---|-----------------|---|
| 示 | 特別表示事項及びその表示の方法 | 一括表示事項とは別に、「富山県産米を100%使用しています。」等、富山県産米を使用している旨を記載することができる。 |
| | 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように認認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞牛を記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公印が掲載しているかのように認認させる用語は、表示していないこと。 |

2 使用する原材料のうち、農林物資の規格化等に関する法律（昭和26年法律第175号）第7条第1項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにあっては、当該日本農林規格による格付が行われたものでなければならない。ただし、輸入品の原材料として使用する場合等やむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとすることができる。

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成14年1月24日から施行する。

この基準は、平成15年1月24日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

生もちの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産されたもち米を原料として、富山県内で製造された生もちに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 区分 | 定義 |
|------|---|
| 生もち | この基準において、生もちとは、もち米を水漬けし、蒸氣で蒸したものを杵でついて、整形したものという。ただし、圓状をひきたてるために豆類、海藻類等の風味原料を混ぜることができる。 |
| 風味原料 | 豆類、雜穀類、海藻類、よもぎ等、末又は香りを付与するために使用する原料をいう。 |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | 基準 | |
|-----------------|---|---|
| 品 材 | 品位 | 形状、香味、色沢が良好であること。 |
| | 原 料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県で生産されたもち米 2 風味原料 3 食塩 |
| | 外 部 | 着色料以外のものを使用していないこと。 |
| 表 示 | 異物 | 混入していないこと。 |
| | 内容量 | 表示されている内容量に適合していること。 |
| | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 | |
| 特別表示事項及びその表示の方法 | 一括表示事項と併せて、「富山県産もち米を100%使用しています。」等、富山県産米を使用している旨を記載することができる。 | |
| 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された商品であって受賞年を記してあるものに表示する場合を除く。）及び不公正が損失しているかのように誤認させる用語は、表示していないこと。 | |

- 2 使用する原材料のうち、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第1項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにあっては、当該日本農林規格による格付けが行われたものでなければならぬ。ただし、輸入品の原材料として使用する場合等やむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとすることができる。

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成15年1月24日から施行する。

この基準は、平成28年4月 1日から施行する。

この基準は、令和 2年4月 1日から施行する。

清酒の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内で生産された米を原料として、富山県内で製造された清酒に適用する。

第2 定義

この基準において清酒とは、酒税法（昭和28年法律第65号）に掲げる酒類である。また、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|--|
| 吟醸酒 | 精米歩合60%以下の白米、米こうじ及び水、又はこれらと醸造アルコールを原料として、吟味して製造した清酒で、固有の香味及び色沢が良好なもの。なお、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいう）が15%以上のものに限る。 |
| 純米酒 | 白米、米こうじ及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの。なお、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいう）が15%以上のものに限る。 |
| 本醸造酒 | 精米歩合70%以下の白米、米こうじ、醸造アルコール及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの。なお、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいう）が15%以上のものに限る。 |

第3 品質及び品質表示

品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

| 区分 | 基準 |
|----|--|
| 品 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県内で生産された米 2 米こうじ 3 醸造アルコール なお、使用する米は、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく水稻うらち玄米又は醸造用玄米の規格による3等以上に格付けされたもの（醸造用玄米にあっては、水稻うらち玄米の3等以上に相当するものを含む。）であること。 |
| 質 | 清酒固有の香味及び色沢が良好であり、かつ異味異臭がないこと。 |
| | 混入していないこと。 |
| | 内容量 表示容量に適合していること。 |
| | 製法品質 清酒の製法品質表示基準（平成元年1月22日国税庁告示第8号）に定める吟醸酒・純米酒・本醸造酒のいずれかの製法によるものであること。 |
| 表 | 清酒の製法品質表示基準、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守すること。 |
| | 表示の方法 名称は「清酒」又は「日本酒」と記載する。 |
| | 特別表示事項及びその表示の方法 認証品については、一括表示とは別に、「富山県産米を100%使用しています。等、富山県産の米を使用している旨を記載するよう努めること。 |

| | |
|-------------|---|
| 示 表示禁止事項 | <p>次に掲げる事項は、これを表示してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）。 2 清酒の製法、品質等が業界において「最高」「第一」「代表」等最上級を意味する用語。 3 実行が推奨しているかのように誤認させる用語。 |
|-------------|---|

第7 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第8 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第9 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認定要綱に基づく。

附則 以上の基準は、平成17年1月6日から施行する。

かぶら寿しの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産されたかぶを原料として、富山県内で製造されたかぶら寿しに適用する。

第2 定義

この基準において、「かぶら寿し」とは、塩漬けしたかぶに塩漬けしたブリ、サバ、サケ又はマスの切り身を挟み、米こうじで漬け込んだものをいう。

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|----|---|--|
| 品 | 部位 | 香り、色沢、食感及び形態が良好であること。 |
| 實 | 原材料 食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県で生産されたかぶ 2 ブリ、サバ、サケ、マス 3 食塩 4 米こうじ、メシ 5 調味料 食酢、醤油、みりん、酒、その他調味料として使用するもの 6 にんじん、昆布、かんきつ類 7 香辛料 8 富山県で取水し殺菌された海洋深層水（水の代わりに使用する場合を除く） |
| | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸化防止剤 2 調味料 3 香味料 4 酸味料 |
| | 異物 | 混入していないこと。 |
| | 内容量 | 表示されている内容量に適合していること。 |
| 示 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 | |
| 示 | 特別表示事項 及びその表示 の方法 | 一括表示事項とは別に、「富山県産のかぶを100%使用しています。」等、富山県で生産されたかぶを使用している旨を記載することができる。また、富山県で取水された海洋深層水を水の代わりに使用している場合は、一括表示事項とは別に、「富山湾の海洋深層水使用」等、富山湾の海洋深層水を使用している旨を記載することができる。 |

2 使用する原材料のうち、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律175号）第7条第1項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにあっては、当該日本農林規格による格付が行われたものでなければならぬ。ただし、輸入品の原材料として使用する場合等やむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとすることができる。

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証基準に基づく。

附則

この基準は、平成12年6月23日から施行する。

この基準は、平成27年3月16日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

農産物漬物の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された農産物を主な原材料として、富山県内で製造された農産物漬物であって石臼及び瓶詰以外のものに適用する（かぶら寿しを除く）。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる同諺の定義は、それぞれ同諺の右欄に掲げたとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|---------------------|--|
| 農産物漬物 (かぶら寿しを除く) | 農産物(山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。)を醸漬け(醸漬けの前段(さうじう)や砂糖醤油等を含む。)し、下し、若しくは湯煮したもの若しくはこれに水溶液をしたがいの又はこれを水溶液(醸介類及び梅醤油をいう。以下同じ。)を脱塩、浸漬、壠漬け等の処理をしたものを(溶してはしないが、水をせき加えたもの)小串物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。)を指す。しょうゆ、アミノ酸液(大豆等の植物性たん白質を酵素により処理したもの)を用い、アミノ酸液(大豆等の植物性たん白質を酵素により処理したもの)を用い、食酢、梅酢、みりん(味噌、ふりかけ、わさび等を除く。以下同じ。)、酒(さけ)、みりん(味噌、ふりかけ、わさび等を除く。以下同じ。)、こうじ、かぶら松、もろみ若しくは赤とうがらし粉を用いたものに調合したもの(調合することにより乳酸発酵又は熟成しないもの)を含む。)又はこれらを主としたものをいう。 |
| 農産物ぬか漬け類 | 次に掲げるやつをいう。 1 農産物漬物のうち、みりんに砂糖類又は塩等を加えたもの(以下「ぬか」という。)に替えたもの 2 1を砂糖類、塩(しお)、みりん、香辛料等又はこれらに削りぶし、こんぶ等を加えたもの(以下「替えたもの」) 3 1を塩ぬかに砂糖類、味噌(みじそ)、みりん、香辛料等を加えたもの(以下「漬け替えたもの」) |
| たくあん漬け | 農産物ぬか漬け類のうち、丁(ひょう)をあげ(人口下して水分を除くこと。)又は切押し(既漬け)により野菜(たね)をこぶし(こぶし)を漬けたものをいう。 |
| 農産物しようゆ漬 け類 | 次に掲げるやつをいう。 1 農産物漬物のうち、こうゆ又はアミノ酸液を漬けたもの 2 農産物漬物のうち、しおりや又はアミノ酸液に砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの又はこれらに削りぶし、こんぶ等を加えたもの(以下「漬けたもの」) |
| ふくじん漬 け | 農産物しようゆ漬け類のうち、だいこん、なす、うり、きゅうり、じょうが、なたまめ、れんこん、じそ、たけのこ、しいたけ若しくはとうがらしを細刻したもの又はその末(すくはなし)とそのうちき種類以上の原材料を主原料として漬けたものをいう。 |
| 農産物けずり漬け類 | 農産物漬物のうち、酒(さけ)又はそれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの(以下「酒けずり」と総称する。)に漬けたものをいう。 |
| かぶら漬け | 農産物かぶら漬け類のうち、酒(さけ)等を用いて漬け替えることにより、挽(ひき)き又は調味したものを、仕上(じじょう)させ(最終の調理に供する形態をいう。)に漬けたものをいう。 |

| | |
|-----------|--|
| かくひな漬け | 農産物かくひな漬けのうち、ならぬりを剥除したものを西かくひ等と連り合わせて漬けたものをいう。 |
| わさび漬け | 農産物かくわさび漬けのうち、わさびの根茎、或は等を剥除したものを西かくひ等と連り合わせて漬けたものをいう。 |
| 山廃漬け | 農産物かく山廃漬けのうち、農産物を剥除したものに水野物を加えたものか、酒かす等にからし粉、粉引き等を加えたものと連り合せて漬けたものをいう。 |
| 農産物酢漬け類 | 次に挙げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、食酢又は糖酢に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、食酢又は糖酢に砂糖類、ワイン、香辛料等を加えたものに漬けたもの |
| らっきょう酢漬け | 農産物酢漬け類のうち、らっきょうを主原料とするものを漬けたものをいう。 |
| しょうが酢漬け | 農産物酢漬け類のうち、しょうがを主原料とするものを漬けたものをいう。 |
| 農産物醤漬け類 | 次に挙げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、塩に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、塩に砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等を加えたやの又はこれに削りぶし等を加えたものに漬けたもの |
| 梅漬け | 農産物醤漬け類のうち、梅の果実を漬けたもの又はこれを梅酢若しくは梅酒に塩水を加えたものに漬けたもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。 |
| 梅干し | 梅漬けを干したものをいう。 |
| 調味梅漬け | 梅漬けを砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等又はこれらに削りぶし等を加えたものに漬けたもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。 |
| 調味梅干し | 梅干しを砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等若しくはこれを削りぶし等を加えたものに漬けたもの又は調味梅漬けを干したもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。 |
| 農産物みそ漬け類 | 農産物漬物のうち、みそ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下「みそ等」と総称する。）に漬けたものをいう。 |
| 農産物からし漬け類 | 農産物漬物のうち、からし粉にからし油、粉引き、砂糖類、みりん等を加えたものに漬けたものをいう。 |
| 農産物こうじ漬け類 | 農産物漬物のうち、こうじ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたもの又はこじたぶり、さじ等の水産物を加えて漬けたものをいう。 |
| べつたら漬け | 農産物こうじ漬け類のうち、だいこんを漬けたものをいう。 |
| 農産物もろみ漬け類 | 農産物漬物のうち、もろみ又はこれに砂糖類、しおり等を加えたものに漬けたものをいう。 |

| | |
|---------------|--|
| 農産物赤とうがらし漬け類 | 農産物漬物のうち、赤とうがらし粉ににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを細刻、小切りぞしくは破砕したもの（以下「赤とうがらし粉等」という。）又はこれらににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類、だいこん以外の野菜、吳茱萸、ごま、ナツツノ類、砂糖類、塩辛類、もち米粉、小麦粉等（以下「赤とうがらし粉等以外の漬け原材料」という。）を加えたものに漬けたもの（赤とうがらし粉等の色沢を有するものに限る。）をいう。 |
| はくさいキムチ | 農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬け、水洗及び水切りしたはくさいを主原料として、赤とうがらし粉等のうち、にんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを使用したもの（ただし、にんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類のうち、2種類以上を使用したものに限る。次項において同じ。）又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたものをいう。 |
| はくさい以外の農産物キムチ | 農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬け、水洗及び水切りしたはくさい以外の農産物を主原料として、赤とうがらし粉等のうち、にんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを使用したもの又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたものをいう。 |
| 主材料 | 原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位4位（内容量が300g以下のものにあっては、上位3位）までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。 |

第3 品質及び品質表示

農産物の品質基準は、農産物漬物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1752号）によるものとする。

品質表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第231号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認定のための適合審査は、富山県地域特産品認定要綱に基づく。

附則

この基準は、平成15年1月24日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

食用植物油脂類の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内で生産されたあぶらな、ひまわり、えごま等の種子を原料として、富山県内で製造される食用植物油脂類に適用する。

第2 定義

この基準において次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げる用語と同一とする。

| 用語 | 定義 |
|---------|--------------------------------|
| 食用植物油脂類 | 種子から採取した油であって、食用に適するように処理したもの。 |

第3 品質

| 区分 | | 基準 |
|----|----------|---|
| 品質 | 原材料 | 食品添加物以外の原材料 富山県内で生産された種子であること。 |
| | 種子以外の原材料 | 使用していないこと。 |
| | 食品添加物 | 酸化防止剤であるビタミンE以外のものを使用していないこと。 |
| | 異物 | 混入していないこと。 |
| | 内容量 | 表示内容量に適合していること。 |
| | その他の基準 | 日本農林規格(昭和44年制定)に定めのある食用植物油脂類に付いては規定する規格に適合していること。 |

第4 表示

| | | |
|----|--------|---|
| 表示 | 品質表示 | 品質表示は、食品表示基準(平成27年内閣府令第30号)の規定に従って表示することはない。次のとおりとする。 |
| | 特記表示事項 | 一括表示事項とは別に、富山県内の種子を使用している旨を記載することができる。 |
| | 禁止表示事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語(品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く)及び賞品等が権利しているものであるかのように誤認させる用語は表示していないこと。 |

第5 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づいた適切な管理が行われていること。

第6 品質管理

- 1 生産・製造管理
製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。
- 2 生産・製造責任者の資格及び人数
就業又は販売の過程を経て製造されるものは、食品安全管理者が1人以上いること。
それ以外にあっては、食品安全責任者が1人以上いること。

第7 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認定要綱に基づく。

附則

この基準は、平成25年3月14日から施行する。

二〇〇九年三月二十日午前九時四十分

干柿の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された柿を原料として、富山県内で製造された干柿に適用する。

第2 定義

この基準において、干柿とは柿の生果実の皮をむき、乾燥させたものなり。

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|--------|---|--|
| 品質 | 品 位 | 香味、光沢、食感及び形態が良好であること。 |
| | 原 料 | 富山県で生産された柿以外のものを使用していないこと。 |
| | 食 品 添加 物 | 酸化防止のために使用する二酸化硫黄以外のものを使用していないこと。 |
| | 異 物 | 混入していないこと。 |
| 内 容 量 | | 内容量表示されている内容量に適合していること。 |
| 大 小 | 品質表示は、食品表示基準（平成22年内閣府令第10号）の規定に従って表示することのほか、次のとおりとする。 | |
| | 表示の方法 | 名称の表示は、「干柿」「あんぽ柿」等と記載する。 |
| | 特記事項及びその表示の方法 | 認証品について、一括表示事項とは別に、「富山県産の柿を主原料を使用しています。」等、富山県産の柿を使用している旨を記載することができる。 |
| 表示禁止事項 | | 品質表示で受賞したものであるかの上に謎めさせる用語（品評会等で受賞したものと同一内容にあって製造された製品で示あって受賞金を併記してあるもの）表示する場合を除く）、及び官公庁が掲載しているかのように誤認させる用語は、表示していないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第203号）に定めた通則の規則が適用していること。

第5 品質管理

- 1 生産・製造管理
製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。
- 2 生産・製造責任者の資格及び人数
食品安全責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成12年6月23日から施行する。

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

ジャム類の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内で生産された果実、野菜又は花弁（以下「果実等」と総称する。）を原料として、富山県内で製造されたジャム類のうち、ジャム及びマーマレードに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------------|--|
| ジャム類 | 次に掲げるものをいう。 1 果実、野菜又は花弁（以下「果実等」と総称する。）を砂糖類等とともにゼリー化するようになるまで加熱したもの。 2 1に酵母、香料等を加えたもの。 |
| ジャム | ジャム類のうち、マーマレード及びゼリー以外のものをいう。 |
| マーマレード | ジャム類のうち、かんきつ類の果実を原料としたもので、かんきつ類の果皮が認められるものをいう。 |
| ゼリー | ジャム類のうち、果実等の挿汁を原料としたものをいう。 |
| ブレンザーブスタイル | ジャムのうち、いちごその他のベリー類の果実を原料とするものにあっては全形の果実、ベリー類以外の果実等を原料とするものにあっては1mm以上の厚さの果肉等の片を原料とし、その原形を保持するようにしたものをいう。 |
| 果実等含有率 | 原料として使用した果実等（マーマレードにおいて、使用した果皮の果実全体に対する割合が通常の果実が有する果皮の割合を超える場合にあっては、その超える部分に相当する果皮を除く。）及びその挿汁の重量の製品の重量に対する割合をいう。 |

第3 品質

| 区分 | 基準 |
|-------------|---|
| 内容物の品質 | 1 香味及び色沢が優良であること。 2 ゼリー化の程度が適当で、病虫害こん及び他のきょう蟲物がないものであること。 3 ブレンザーブスタイルにあっては、果実、果肉等の形状及び量が適当で、果実、果肉等の大きさがそろっていること。 4 マーマレードにあっては、果皮の含れが均一であること。 |
| 可溶性固形分 | 40%以上であること。 |
| 果実等含有率 | 1 ジャムにあっては、45%以上であること。 2 マーマレードにあっては、30%以上であること。 |
| 食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県内で生産された果実等（ただし、生換算で果実等の使用全量に占める割合が10%未満である生姜の使用は認める。） 2 砂糖類 3 植アルコール 4 はちみつ 5 酒粕 6 酵母 7 シリコン |

| | |
|---|--|
| 原 料 料 | 次に掲げるものの以外のものを使用していないこと。 1 酸味料 ・ クエン酸、レシ・酒石酸、ト一酒石酸及びト一リンゴ酸 2 pH調整剤（かんさつ剤、すもも、うめ、あんず、ブラックカラント、ピッカラント、クランベリー、ノシックベリー、ブルーベリー、ラズベリー及びパッションフルーツを原料とするものに限る。） ・ クエン酸、ナトヲラム 3 酸化防止剤（にんじん、かぼちゃ、メロン、かんきつ類、りんご、なし、びわ、さるあひ、もも、うめ、あんず、くり、バインアップル及びバナナを原料とするものに限る。） ・ アスコルビン酸 4 グル酢酸 ・ ベクサン 5 香料（アーマレードに使用するものであり、かつ、原料果実等と同一種類の果実等から抽出したものに限る。） |
| 異 物 | 混入していないこと。 |
| 内 容 量 | 1 実心率が適合していること。 2 一般消費者に販売されるものはあって、内容量の表示が50gを超える瓶詰、缶詰及びカップ入りのものにあっては、容器の水容積に占める内容物の体積の割合が、次の基準に適合していること。 (1) 缶詰のものにあっては85%以上 (2) 缶詰のものにあっては90%以上 (3) カップ入りのものにあっては75%以上 |
| 容 器 又 は 包 装 の 状 態 | 1 瓶詰及び缶詰のものにあっては、密封が完全で、適当な真空度を保持しており、外観が良好であること。 2 缶詰のものにあっては、内向塗料缶を使用していること。 3 瓶詰及び缶詰以外のものにあっては、防湿性及び十分な強度を有する資材を用いて密封されていること。 |

第4 測定方法

前条の品質基準における測定は圓形分及び水容積の測定方法は、ジャム類の日本農林規格に定めるとおりとする。

第5 品質表示

食品表示基準（平成27年内閣令第10号）の規定に従って表示すること。

第6 特別表示事項及びその表示の方法

一括表示事項と白別に、「富山県産りんご（使用果実等）を100%使用しています。」等、富山県産の果実等を使用している旨を記載することができる。

第7 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第8 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第9 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成16年1月22日から施行する。

この基準は、平成25年3月14日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、昭和22年4月1日から施行する。

豆腐の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された丸大豆を原料として、富山県内で製造されたもめん豆腐、きぬこ豆腐、充てん豆腐、焼き豆腐に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|-------|--|
| もめん豆腐 | 大豆からタンパク質その他の成分を抽出した豆乳（以下「豆乳」という。）に凝固剤（豆乳を凝固させるものをいう。以下同じ。）を加えて凝固させたものをくずし、型枠に入れ、圧搾・成形・切削したもの。 |
| きぬこ豆腐 | 豆乳と凝固剤を型箱の中で混合し、全体をゲル状に凝固させ成形・切断したもの。 |
| 充てん豆腐 | 豆乳に膨張剤を混合して、充装容器に注入・密封後、加熱膨張させたものをいう。 |
| 焼き豆腐 | もめん豆腐を焼成したもの。 |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|----|-----------------|---|
| 品質 | 部位 | 香味、色沢、食感が良好であること。 |
| | 原材料 | 富山県内で生産された丸大豆以外のものを使用していないこと。 |
| | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 緩固剤 2 消泡剤 |
| | 異物 | 混入していないこと。 |
| 表示 | 表示基準 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるものほか、次のとおりとする。 |
| | 特別表示事項及びその表示の方法 | 括表示事項とは別に、「富山県産もめん豆腐及びその表示を100%使用しています」等、富山県産の丸大豆を使用している旨を記載することができる。 |
| | 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認される表示（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞等を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び公正が推奨しているかのように誤認される用語は、表示しないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第223号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たりては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人數

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成12年6月23日から施行する。

この基準は、平成14年1月24日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

油揚げの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された九大豆を原料として、富山県内で製造された油揚げに適用する。

第2 定義

この基準について、「油揚げ」とは、豆乳に凝固剤を加えて、凝固後、水切り・成形した生地を油揚げしたものである。

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|-------|---|--|
| 品質 | | 香味、色味、食感が良好であること。 |
| 原材料 | 食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県内で生産された九大豆 2 食用植物油 3 糖粉 |
| | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 凝固剤 2 水切り剤 3 酵母 |
| 異物 | | 混入していないこと。 |
| 表示 | | |
| 表示の方法 | 食品表示基準(平成27年内閣内閣第30号)の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 | |
| | 名称の表示等は、「油揚げ」等と記載すること。 | |
| | 特別表示事項及びその表示の方法 | 一括表示事項とは別に、「富山県産九大豆を100%使用しています。」等、富山県産の九大豆を使用している旨を記載することができる。 |
| | 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語(品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。)及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語は、表示していないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法(昭和22年法律第203号)に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

- 生産・製造管理
製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。
- 生産・製造責任者の資格及び人数
食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証ための適合審査は、富山県地域特産及認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成14年1月24日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

米みその認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された大豆を原料として、富山県内で製造された米みそに適用する。

第2 定義

この基準において、「米みそ」とは、大豆（脱脂加工大豆を除く、以下同じ。）を蒸煮したものの、米を蒸煮してこうじ曲を培養したもの（以下「米こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|-----|-----------------|--|
| 品 | | 香り、色沢が良好であること。 |
| 質 | 食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県で生産された大豆 2 米 3 食塩 4 富山県で取水された海洋深層水（水の代わりに使用する場合を除く） |
| 質 | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酒精 2 乳酸カルシウム |
| 異物 | | 混入していないこと。 |
| 内容量 | | 表示重量に適合していること。 |
| 表 | | 食品表示基準（平成27年内閣令第10号）の規定に定めるものほか、次のとおりとする。 |
| 示 | 表示の方法 | 名称は「米みそ」と記載する。 |
| 示 | 特別表示事項及びその表示の方法 | 括表示事項とは別に、「富山県産の大豆を100%使用しています。」等、富山県産の大豆を使用している旨を記載することができる。また、富山湾で取水された海洋深層水を水の代わりに使用している場合は、一括表示事項とは別に、「富山湾の海海洋深層水使用」等、富山湾の海海洋深層水を使用している旨を記載することができる。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第271号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の規定に沿り、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認定要綱に基づく。

附則

この基準は、平成14年1月24日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

お茶類の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された植物を主な原料として、県内で製造されたお茶類に適用する。

第2 定義

この基準において、「お茶類」とは、植物の葉、実等(アーモンドを除く)を乾燥・焙煎等(以下に記載したもの)、又はそれらを煮出した若しくは湯により抽出した液体とする。

第3 品質及び品質表示

| 区分 | 基準 |
|--------------------|--|
| 食品添加物以外の原材料 | 主な原材料となる植物は、富山県内で生産されたものとし、品質の確保がなされていること。 |
| 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸化防止剤(清涼飲料水に限る) 2 ピリ調整剤(清涼飲料水に限る) 3 引化剤(清涼飲料水に限る) 4 日味料(アーモンド若しくはアーモンドを主原料とする清涼飲料水に限る) |
| 品質 | 香り、色沢、食味が良好であること。 |
| 大腸菌群 (清涼飲料水に限る) | 陰性(± 1ml 中)であること。 |
| 異物 | 混入していないこと。 |
| 内容量 | 表示内容量に適合していること。 |
| 表示 | 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 特別表示事項及びその表示の方法 一括表示事項とは別に、「富山県産○○を100%使用しています。」等、富山県産植物等を使用している旨を記載することができる。 表示禁止事項 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語(品評会等で受賞した者のと同一仕様によって製造された製品であって受賞牛を併記してあるものに表示する場合を除く。)及び自己が推奨しているかのように誤認させる用語は、表示していないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法(昭和22年法律第203号)に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理体制

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 牛乳・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成29年3月30日から施行する。

この基準は、平成25年2月15日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

この基準は、令和1年4月1日から施行する。

パン類の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された小麦又は米を用い、富山県内で製造されたパン類に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| パン類 | <p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 小麦粉若しくは米粉を主原料とし、又は小麦粉若しくは米粉に穀粉類（大豆粉を含む）を加えたものを主原料とし、これにイーストを加えたもの又はこれらに水、食塩、あどう等の果実、野菜、豚及びその加工品、摺頬、食用油脂、糖及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたもの（以下「パン生地」という。）を焼いたものであって、水分が10%以上のもの</p> <p>2 ジャム類（この表のジャム類の項に掲げるジャム類をいう。以下、この項において同じ。）をパン生地で包み込み、若しくは折り込み、又はパン生地の上部に乗せたものを焼いたものであって、焼かれたパン生地の水分が10%以下のもの</p> <p>3 1にジャム類を詰め、若しくは挟み込み、又は塗布したもの</p> |
| ジャム類 | 別に定めるジャム類の認証基準に適合するものをいう。 |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | 基準 |
|-------------|---|
| 性状 | 色沢、香味、食感が良好なこと。 |
| 食品添加物以外の原材料 | 使用する小麦粉又は米粉は、富山県内で生産された小麦又は米を原料とするものに限る。 |
| 品質 | <p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと（但し、加工助剤やキャリーオーバーは除く）。なお、ジャム類の食品添加物については、別に定めるジャム類の認証基準による。</p> <p>1 イーストブード</p> <p>2 ピクミンC</p> <p>3 乳化剤</p> <p>4 香料</p> |
| 異物 | 混入していないこと。 |
| 内容量 | 表示内容量に適合していること。 |
| 表示 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 |
| 特が表示事項 | 一括表示事項における、「富山県産小麦を100%使用しています。」等、富山県産小麦又は穀物（大豆を含む）を原料とした小麦粉又は穀粉類（大豆粉を含む）を使用している旨を記載することができる。 |
| 富山表示事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一社株によって製造された商品であって受賞印を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語は表示していないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成21年3月31日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

乾めん類の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された小麦又はそばの種子、米、大麦、はとむぎを用い、富山県内で製造された乾めん類に適用する。ただし、調味料、薬味等を添付したものには適用しない。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 乾めん類 | 小麦粉又はそば粉に食塩、大麦粉、米粉、穀物、やまとひも、卵等を加えて練り合われた後、製めんし、乾燥したものをいう。 |
| 干しそば | 乾めん類のうち、そば粉を使用したものをいう。 |
| 干しめん | 乾めん類のうち、干しそば以外のものをいう。 |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | 基準 |
|--------|---|
| 品質 | 性状 1 調理後の食味が良好であること。 2 色沢及び形態が良好であること。 3 切損がほとんどないこと。 4 干しそばにおいては、そば粉及び富山県内で生産された米、大麦、はとむぎの水分15%換算での合計配合割合が20%以上であること。 |
| | 原材料 干しめんに使用する小麦粉は、富山県内で生産された小麦を原料とするものに限る。 ただし、富山県内で生産された米と大麦の水分15%換算で合計配合割合が20%以上であるもの、富山県内で生産されたはとむぎと有色系米の水分15%換算での合計配合割合が3%以上であるものにあってはこの限りではない。 干しそばに使用するそば粉は、富山県内で生産されたそばの種子を原料とするもの。 |
| | 異物 混入していないこと。 |
| | 内容量 表示内容重量に適合していること。 |
| 表示 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 |
| | 特定表示事項 一括表示事項とは別に、商品の品質に応じて富山県産小麦又はそばの種子を原材料とした小麦粉又はそば粉を使用している旨を記載することができる。 |
| 禁止表示事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように認認させる用語（品評会等で受賞したものとの同一（仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁等が推奨しているものであるかのように認認させる用語は表示していないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人數

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成21年3月31日から施行する。

この基準は、平成25年7月25日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

ワインの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内で生産されたぶどうを原料として、富山県内で製造されたワインに適用する。

第2 定義

この基準においてワインとは、酒税法（昭和28年法律第6号）に定める果実酒に適合しているものをいう。

第3 品質及び品質表示

| 区分 | 基準 |
|----|--|
| 品質 | 性状 ワイン固有の香味及び色澤が良好であること。 |
| | 食品添加物以外の原材料 酒税法に基づき、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県内で生産されたぶどう 2 砂糖、ぶどう糖、果糖 |
| | 食品添加物 酸化防止剤（亜硫酸塩）以外の食品添加物を使用していないこと（印し、加工助剤やキャリーオーバーは除く）。 |
| | 異物 混入していないこと。 |
| | 内容量 表示容量に適合していること。 |
| 表示 | 酒税の健全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）の規定に基づいて表示することとともに、以下の規定を満たすこと。 特別表示事項 認証品については、一括表示とは別に、「富山県産柔実を100%使用しています。」等、富山県産の果実を使用している旨を記載することができる。 |
| | 禁止表示事項 品評会等で受賞したものであるかのように認証させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕事によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁等が推奨しているものであるかのように認証させる用語は表示していないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成21年3月31日から施行する。

豆菓子の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された豆類を用い、富山県内で製造された豆菓子に適用する。

第2 定義

この基準において、豆菓子とは豆類を菓子に加工したものという。

第3 品質及び品質表示

| 区分 | 基準 | |
|----|---|---|
| 品質 | 性状 | 形状、香味、食感が良好であること。 |
| | 食品添加物以外の原材料 | 使用する豆類は、富山県内で生産されたものとすること。 |
| | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと（但し、加工助剤やキドリーズーバーは除く）。 1 着色料 2 調味料 |
| 表示 | 原料重量に対する豆類（豆類の粉を含む）重量の割合 | 原料重量に対する豆類（豆類の粉を含む）重量の割合が30%以上であること。 |
| | 異物 | 混入していないこと。 |
| | 内容量 | 表示内容量に適合していること。 |
| 表示 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 | |
| | 特定表示事項 | 一括表示事項とは別に、「富山県産大豆を100%使用しています。」等、富山県産豆類を使用している旨を記載することができる。 |
| | 禁止表示事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語は表示していないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成21年3月31日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

果実・野菜飲料の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内で生産された果実、トマトを使用し、富山県内の製造工場で搾汁・充填した「果実飲料」、「トマトジュース」及び「トマト果汁飲料」に適用する。但し、冷凍して外壁で一般消費者に販売されるものは除外する。

第2 定義

この基準に沿って、次の表の左欄にあげる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとするほか、他の用語は「果実飲料品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1683号）」ならびに「トマト加工品品質表示基準（平成14年農林水産省告示第332号）」による。

| 用語 | 定義 |
|---------|--|
| 果実飲料 | 果実ジュース、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料をいう。 |
| トマトジュース | 次に掲げるものをいう。 1 トマトを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去したもの又はこれに食塩を加えたもの。 2 濃縮トマトを希釈して搾汁の状態に戻したもの又はこれに食塩を加えたもの。 |
| トマト果汁飲料 | 次に掲げるもののうち、トマトの搾汁が50%以上のものをいう。 1 トマトの搾汁を希釈したもの。 2 濃縮トマトを希釈してトマトの搾汁を希釈した状態となるもの。 3 1又は2に食塩、砂糖類、香辛料等を加えたもの。 |

第3 品質

| 区分 | 基準 | |
|-------|--|---|
| 規格 | 1 果実飲料にあっては、果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）に適合していること。 2 トマトジュースにあっては、トマト加工品の日本農林規格（昭和34年10月1日農林水産省告示第1419号）の第3条1項の規格に適合していること。 3 トマト果汁飲料にあっては、香味、色沢が良好であり、異臭、異臭がないこと、トマト加工品品質表示基準の第2条に適合していること。 | |
| 原 料 | 原材料 原作物果実・野菜 | 使用する果実、トマトは、富山県内で生産されたものとすること。 |
| | 貯蔵添加物 | 使用していないこと。 但し、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なしの桃、anas、酸化防止のために使用するレジスコルビン酸及びレジスカルドシン酸ナトリウム以外のものを使用しないこと。 |
| | 異物 | 混入していないこと。 |
| 内 容 量 | 表示内容量に適合していること。 | |

第4 品質表示

| | |
|--|--|
| 食品表示基準（平成27年内閣令第10号）の規定に従って表示するもののはか、次のとおりとする。 | |
| 表 示 | 特定表示事項 ・表示事項とは別に、「原材料の果実又はトマトは富山県産を使用しています。等、富山県産果実・トマトを使用している旨を記載することができる。 |
| 禁上表示事項 品評会等で受賞したものであるかのように誇張させる用語（品評会等で受賞したものとの同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誇張させる用語は表示していないこと。 | |

第5 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第6 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第7 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

※適用範囲において、「県内の製造工場で捺印・充填した」ものとしているところであるが、現在、製造ロットなどの事由により、県内で「捺印・充填」を受託する製造業者等がないことから、県内での製造工場で「捺印・充填」ができるまでは、本基準に限っては、県内での製造、県外の製造工場で捺印・充填された場合についても適用とする。

附則

この基準は、平成24年3月12日から施行する。

この基準は、平成27年3月16日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

煮豆の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された豆類を用い、富山県内で製造された煮豆に適用する。

第2 定義

この基準において、煮豆とは豆類を蒸煮したもの（醤油、砂糖等の調味料で煮込んだものを含む。）で豆の形状が残っているものをいう。

第3 品質及び品質表示

| 区分 | 基準 |
|----|--|
| 品質 | 性状 形状、香味、食感が良好であること。 |
| | 食品添加物以外の原材料 使用する豆類は、富山県内で生産されたものとすること。 |
| | 食品添加物 原材料及び調味料由来のもの及び炭酸水素ナトリウム以外のものを使用しないこと。 |
| | 原材重量に対する豆類重量の割合 原材重量に対する豆類重量の割合が50%以上であること。 |
| | 其物 混入していないこと。 |
| | 内容量 表示内容量に適合していること。 |
| 表示 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 |
| | 特定表示事項 一括表示事項と併せて、「富山県産大豆を100%使用しています。」等、富山県産豆類を使用している旨を記載することができる。 |
| | 禁止表示事項 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞状を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公行等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語は表示しないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第213号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県利成特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成24年3月12日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

乾燥野菜・果実類の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された野菜（山菜、きのこ、いもを含む）、果実を中心とした加工品（以下「乾燥野菜・乾燥果実」として記載）に適用する。ただし、上記として販売されるもの及び市販品、別に定める認証基準を適用し、食用以外のもの、粉末清涼飲料水として販売されるもの、仙人湯等により乾燥したもの、医薬品に該当するものにあっては、適用しない。

第2 定義

この基準において、乾燥野菜・乾燥果実は、野菜、果実を、少くは加熱後に乾燥加工（フレーク又は所定形状にしたもの）したものと定義する。

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|----|-------------|--|
| 品質 | 性状 | 形状、香り、食感が良好であること。 |
| | 食品添加物以外の原材料 | 使用する野菜、果実は、富山県内で生産されたものとすること。 |
| | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと（但し、加工助剤やキャリーオーバーは除く）。 1. 調味料 2. 着色料 3. L-アスコルビン酸並びにL-アスコルビン酸ナトリウム 4. 磷化鉄黄（乾燥果実に限る） 5. 硫酸水素ナトリウム 6. 硫酸ナトリウム 7. 木灰 |
| | 異物 | 混入していないこと。 |
| | 内容量 | 表示内容量に適合していること。 |
| | 表示基準 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるものに加え、次のとおりとする。 |
| | 特定表示事項 | 括表示事項とは別に、「富山県産野菜・果実を100%使用しています。」等、富山県産野菜・果実類を使用している旨を記載することができる。 |
| 表示 | 登録表示事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同様に上位で製造された製品であって受賞件数を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語は表示していないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品安全法（昭和22年法律第235号）、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第510号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1. 生産・製造管理

製造に当たっては、食品安全法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2. 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成24年3月12日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

焼き菓子の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された小麦粉、米粉を用い、富山県内で製造された焼き菓子に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 焼き菓子 | 小麦粉、米粉を主原料とし、必要により糖類、食用油脂、食塩、卵製品、乳製品等の原材料を配合し、成形、加熱焼成を行ったものといふ。または、これに風味原材料等を加えたもの、あるいは抜き込んだもの。 |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|-----|--------|---|
| 品質 | 品位 | |
| | 原 | 焼き菓子固有の香り、色沢及び食味が良好であること、異味異臭がないこと。 |
| | 材料 | 使用する小麦粉及び米粉は、富山県内で生産された小麦及び米を原料としたものに限る。 |
| | 食品添加物 | 次に掲げるものの以外のものを使用していないこと（但し、加工助剤やキャリーオーハーは除く）。 |
| | | 1 滋味料 2 乳化剤 3 香料 4 混合原材料由来によるものは除く。 |
| 異物 | | 混入していないこと。 |
| 内容量 | | 表示されている内容量に適合していること。 |
| 表示 | 表示事項 | |
| | 特別表示事項 | |

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。

一括表示事項とは別に、原材料の小麦粉及び米粉は富山県産を使用している旨を記載することができます。

| | | |
|---|--------|--|
| 小 | 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一生産によって製造された製品であって受賞作を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語は、表示していないこと。 |
|---|--------|--|

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 工場・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が 1 人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ます寿しの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内で生産された米と富山県内（県内河川・富山湾の水域）で漁獲又は養殖されたサクラマスを原材料として、県内で製造されたます寿しに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|-------------------------------|
| ます寿し | 米とマスを主原料とし、マスを酢で味付けした押し寿司をいう。 |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | 基準 | | 他 |
|--------|---|--|-----------------------------|
| 品質 | 品位 | | 香味、色沢、食味が良好であること。異常臭異がないこと。 |
| | 原 料 | 1 使用する米、マスは、富山県産のものに限る。 2 必要に応じて、調味のために使用するもの、(食塩、糖類、食酢等) | |
| | 食 品 添加 物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料(アミノ酸等) | |
| | 異物 | 混入していないこと。 | |
| 表示 | 内容量 | 表示されている内容量に適合していること。 | |
| | 表示事項 | 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に従って表示すること。 | |
| | 特別表示事項 | 括表示事項とは別に、原材料の米及びサクラマスは富山県産を使用している旨を記載することができる。 | |
| 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語(品評会等で受賞したものと同様によって製造された製品であって受賞年を記してあるものに表示する場合を除く)及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語は、表示していないこと | | |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

調味みその認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内で生産された大豆を原料として、県内で製造された米みそを原材料として、県内で製造された調味みそに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|--|
| 調味みそ | 米みそを主原料とし、味や香りをひき立てるために野菜・果実等の風味原料や調味料等を加えたもの。 |
| 風味原料 | 野菜類、果実類等、味又は香りを付与するために使用する原料をいう。 |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|----|---------|--|
| 品質 | 品位 | 香り及び色沢、食味が良好であること。 異味異臭がないこと |
| | 原材 料 | 1. 使用する米みそは、富山県で生産された大豆を原料に県内で製造されたものに限る。 2. 風味原料は富山県産であるものに限る。 3. 必要に応じて、砂糖、香辛料等を使用することができます。 次に掲げるものの以外のものを使用していないこと 1. 調味料（アミノ酸等） 2. 当たり |
| | 異物 | 混入してはいけないこと。 |
| | 内容量 | 表示されている内容量に適合していること。 |
| 表示 | 表示事項 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。 |
| | 特別表示事項 | 一括表示事項とは別に、米みそ及び風味材料が富山県産を使用している旨を記載することができる。 |
| | 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞牛を併記してあるものに表示する場合を除く）及び賞金が推奨しているかの上位に誤認させる用語は、表示してはいけないと。 |

第4 生産・製造等の施設

牛舎・製造施設・保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証規則に基づく。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

柿酢・柿酢調味料の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内で生産された柿を原料として、県内で製造された柿酢を原料料として、県内で製造された柿酢調味料に適用する。

第2 定義

この基準において、次の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|-------|-------------------------|
| 柿酢 | 柿酢そのもので、希釈や調味していないもの。 |
| 柿酢調味料 | 柿酢を使用し、調味料で味付けをしたものという。 |

第3 品質及び品質表示

品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

| 区分 | | 基準 |
|----|-------------------|--|
| 品質 | 品種 | 柿酢固有の香り、色沢及び食味が良好であること。 異常臭気がないこと。 |
| | 原材料 以外の原材 料 | 1. 使用する柿酢は、富山県で生産された柿を原料に県内で製造されたものに限る。 2. 必要に応じて、じょうゆ、食酢、糖類、みりん、香辛料等を使用することができる。 3. 柿酢調味料については、容量に占める柿酢の割合が3割以上であること。 |
| | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと 1. 調味料（アミノ酸等） 2. 複合原材料由来によるもの。 |
| | 又物 | 混入していないこと。 |
| | 内容量 | 表示されている内容量に適合していること。 |
| 表示 | 表示事項 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。 |
| | 特別表示事項 | 一括表示事項とは別に、富山県産柿酢を使用している旨を記載することができる。 |
| | 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語は、表示しないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品安全法（昭和22年法律第231号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1. 生産・製造管理

製造に当たりては、食品安全法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2. 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地場特産品認証機構に嘱託する。

附則 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、平成29年3月28日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

五平餅の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内で生産されたうるち米を原材料として、県内で製造された五平餅に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|--|
| 五平餅 | ご飯をつぶして竹串などにわらじ形や小判形等にぎりつけたものや、これを焼いて、みそでれ又はしょうゆだれをぬってさらに焼いたものをいう。 |
| 添味材料 | 種豆類、舞妓顔、胡麻、よもぎ、海藻類等を味又は香りを付与するために使用する原料をいう。 |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|------|---------|---|
| 品質 | 部位 | 香味、色沢及び食味が良好であること。異味異臭がないこと。 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 |
| | 原材 料 | 1 富山県内で生産されたうるち米 2 うるち米、でんぐん等 3 味噌 4 調味料 |
| | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸味料 2 甘味料 3 調味料 4 香料 5 色素 6 保存料（たれの使用に限る） |
| | 異物 | 混入していないこと。 |
| | 内容量 | 表示されている内容量に適合していること。 |
| | 表示事項 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。 |
| 表示事項 | 特別表示事項 | -括表示事項とは別に、「富山県産うるち米を100%使用しています」等、富山県産米を使用している旨を記載することができる。 |
| | 表示禁止事項 | 添付会等で安易にしたがふをさかのよう、誤認させる用語（品評会等で優秀したものと同一仕様によって製造された製品であって最賞年を併記してあるものに表示する場合を除く）、及び公的評議會に登録しているのによく誤認させる用語は、表示しないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

I 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、令和2年1月17日から施行する。

ロースハムの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された豚の豚肉を原料として、富山県内で製造されたロースハムに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|-------|--|
| ロースハム | 次に掲げるものをいう。 1 豚のロース肉を整形し、塩漬し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び蒸煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの 2 1をブロックに切断し、又は薄切りしたもの |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|-----|------------------|--|
| 品質 | 品質 | 1 形態が良好であること。 2 色沢が良好であること。 3 香味が良好であること。 4 肉質及び結着が良好で、液汁の分離がないこと。 |
| | 赤肉中の水分 | 72%以下であること。 |
| | 赤肉中の粗たん白質 | 36.5%以上であること。 |
| | 製品中の接着材料 | 使用していないこと。 |
| 原材料 | 原料肉 | 富山県内で生産された豚のロース肉以外のものを使用していないこと。 |
| | 原料肉及び食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料 食塩、糖類その他調味料として使用するもの 2 香辛料 3 富山県で取水し殺菌された海洋深層水で塩漬に使用するもの（水の代わりに使用する場合を除く） |
| 原材料 | 調味料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料 5'-イノシン酸二ナトリウム、塩化カリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸二ナトリウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウムのうち3種以下。 |
| | 食品添加物 | 2 結着強化剤 重合シリコン樹脂 3 稼化安定剤 カゼインナトリウム 4 発色剤 亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウムのうち2種以下。 |

| | |
|---|---|
| | <p>5 保存料 フルニン酸及びフルニン酸カリウムも、酸化防止剤 レーゼンコルビン酸ナトリウム、エリソルビン酸、エリブルビン酸ナ トリウム、油田トミフェロール及びトートコフェロールのうち 2種以下。</p> <p>7 甘味料 甘草抽出物及び酵素処理甘草</p> <p>8 香辛料抽出物</p> <p>9 優化剤 栄養改善法施行規則(昭和27年厚生省令第37号)第11条に規定する 栄養成分の強化を目的として使用するもの</p> |
| 虫 物 | 混入していないこと。 |
| 内 容 量 | 表示重量に適合していること。 |
| 容器又は包装の状態 | 防湿性を有する資材を用いており、かつ、薄切りしたものは、 通気性のない資材を用いて密封されていること。 |
| 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 | |
| 表示の方法 | 名称は「ロースハム」と記載すること。 |
| その他の表示事項及びその表示の方法 | 括表示事項に規定するもののか、商品名の表示されている箇所に近接して、背景の色と対照的な色で日本工業規格Z8305(1962)に規定する14ポイントの花字以上の大字の統一された活字で、加熱食肉製品(食品衛生法施行規則第5条第1項第1号ネに規定するものをいう。)である旨及び容器包装に入れた後加熱殺菌したものが加熱殺菌した後容器包装に入れたもののかの別を記載すること。ただし、商品名にこれらの事項を記載している場合は、省略することができる。 |
| 特別表示事項及びその表示の方法 | 認定品については、一括表示事項とは別に、「富山県産の豚肉を原料としています。」等、富山県産の豚肉を使用している旨を記載することができる。また、富山湾で取水された海洋深層水を水の代わりに使用している場合に、一括表示事項とは別に、「富山湾の海洋深層水使用」等、富山湾の海洋深層水を使用している旨を記載することができる。 |
| 表示禁じ事項 | 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。 1 「特級」、「上級」又は「標準」の用語(ハム類の日本農林規格(昭和56年8月21日農林水産省告示第1260号)第5条に規定する規格による格付けが行われたものに表示する場合を除く。) 2 前文に掲げる等級を示す用語と紛らわしい用語 3 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語(品評会等で受賞したものと同様によって製造された製品であって受賞等を併記してあるものに表示する場合を除く。)及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語 4 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 5 その他の内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示 |

第4 測定方法

第3の品質の基準における赤肉中の水分及び赤肉中の粗たんぱ質の測定方法は、ハム類の日本農林規格に定めるとおりとする。

第5 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第293号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第6 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生管理者が1人以上いること。

第7 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成12年6月23日から施行する。

この基準は、平成14年1月24日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

ポークソーセージの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された豚の臍肉を材料として、富山県内で製造されたポークソーセージ並びにホークリオナソーセージに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれの右欄に掲げるところとする。

| 用語 | 定義 |
|-------------|---|
| ポークソーセージ | 次に掲げる1又は2のうち、1を使用したもの又は製品の大きさが20mm未満のものをいう。ただし、セミライソーセージ及び無塩煮ソーセージを除く。 1 豚肉を塩漬けし、ひき肉にしたものに、豚の臍肉を加え又は加えないで、調味料及び香辛料で調味し、結着剤強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えた上で練り合わせたものをケーシング等に充填した後、くん煙又はくん煙しないで湯煮又は蒸煮により加熱したもの。 2 1に、でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、乳たん白その他の接着材料を加入了ものであって、その原材料に占める重量の割合が5%以下であるもの。 |
| ホークリオナソーセージ | 1 ポークソーセージに野菜、米、麦等の穀類、ベーコン、ハム等の肉製品、チーズ等の極ものを加入了ものであって、原材料内訳の原材料に占める重量の割合が5%を越えるもの。 |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|----|--------------|--|
| 品 | 外面の状態 | 1 変形していないこと。 2 密封が完了していること。 3 損傷していないこと。 4 ケーシングト内容物が離離していないこと。 5 ケーシングの先端や端に内容物が付着していないこと。 |
| 質 | 水分 | 65%以下であること。 |
| 材 | 内容物 | 使用していないこと。 |
| 料 | 接着剤 | ポークソーセージにあっては、使用していないこと。ホークリオナソーセージにあっては、30%以下であること。 |
| 結 | 粗ゼラチン以外の接着材料 | 5%以上であること。ただし、でん粉、小麦粉及びコーンミールの含有率（ふド「でん粉含有率」という）が3%以下であること。 |
| 着 | 粗ゼラテン | 使用していないこと。 |
| 材 | 食品添加物以外の原材料 | 1 食肉類にあっては富山県内で生産された豚の臍肉及び豚の臍肉以外のものを使用しないこと。 2 結着材料にあっては、でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、乳たん白、乳たん白及び血清たん白以外の粉を使用しないこと。 3 原材料にあっては、食塩、糖類その他の調味料として使用するもの以外のものを使用しないこと。 4 野菜、木本等の穀類にあっては、富山県内で生産されたもの以外のものを使用しないこと。 |

| | |
|-----------------|---|
| 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 開味料 5'-イノシン酸(ナトリウム)、塩化セノウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸(ナトリウム)及びL-アーピヌクレオチド二ナトリウムのうち3種以下。 2 带着補強剤 重合リソ酸塩 3 硝化安定剤 カゼインナトリウム及び酸カゼイン 4 pH調整剤 クエン酸、グルコノデルタクトン及びフタル酸のうち2種以下 5 発色剤 硫酸銅ナトリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウムのうち2種以下 6 保存料 ソルビン酸及びソルビン酸カリウム 7 酸化防止剤 L-アスコルビン酸ナトリウム、エリソルビン酸、エリトロフルボールのうち2種以下。 8・甘味料 甘草抽出物及び酵素処理甘草 9 香辛料抽出物 10 くん液 11 強化剤 栄養改善法施行規則(昭和27年厚生省令第27号)第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの |
| 異物 | 混入していないこと。 |
| 内容量 | 表示重量に適合していること。 |
| 品質表示 | 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 ア ボーグソーセージにあっては、「ボーグソーセージ」と記載する。 イ ボーグソーセージにあっては、ブロックに切断し、又は薄切りして包裝したものにあっては、アに規定するワインナーの文字を「ワインナー・ブロック」又は「ワインナー・スライス」と記載すること。 |
| 特別表示事項及びその表示の方法 | 一括表示事項とは別に、「この製品は、富山県産の豚肉を原料としています。」等、富山県産の豚肉を使用している旨を記載することができる。また、富山湾で取水された海洋深層水を水の代わりに使用している場合は、「括表示事項とは別に、「富山湾の海洋深層水使用」等、富山湾の海洋深層水を使用している旨を記載することができる。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の趣旨に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

販売業者責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成12年6月23日から施行する。

この基準は、平成14年1月24日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

焼豚の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された豚の豚肉を原料として、富山県内で製造された焼豚に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|----|--|
| 焼豚 | 次に掲げるものをいう。 1 豚の肉塊を調味料、香辛料等で調味し、納糸等で糸巻きし又はしないで、焼焼したもの又は加熱し焼き上げたもの 2 1をブロックに切断し、又は薄切りしたもの |

第3 品質及び品質表示

1 焼豚の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

| 区分 | | 基準 |
|---|-----------------|---|
| 品質 | 品質 | 1 形態が良好であること。 2 色沢が良好であること。 3 香味が良好であること。 4 肉質及び着色が良好で、液汁の分離がないこと。 |
| | 赤肉中の水分 | 72%以下であること。 |
| | 赤肉中の粗たん白質 | 18%以上であること。 |
| | 製品中の着色材料 | 使用していないこと。 |
| | 原料肉 | 富山県内で生産された豚の肉塊以外のものを使用していないこと。 |
| | 原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料 しょうゆ、糖類、みりんその他の調味料として使用するもの 2 たん白加水分解物 3 香辛料 4 富山県で取水し殺菌された市販深層水で洗浄に使用するもの（水の代わりに使用する場合を除く） |
| | 食品添加物 | 使用していないこと。 |
| | 異物 | 混入していないこと。 |
| | 内容量 | 表示重量に適合していること。 |
| | 容器又は包装の状態 | 防腐性を有する資材を用いており、かつ、薄切りしたものにあっては、通気性のない資材を用いて密封されていること。 |
| 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 | | |
| 表示 | 表示の方法 | 名称は「焼豚」と記載する。 |
| | 特別表示事項及びその表示の方法 | 括表示事項とは別に、「富山県産の豚肉を原料としています。」等、富山県産の豚肉を使用している旨を記載することができる。また、富山県で取水された市販深層水を水の代わりに使用している場合は、一般表示事項とは別に、「富山県の市販深層水使用」等、富山県の市販深層水を使用している旨を記載することができる。 |

| | |
|--------|--|
| 表示基準事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞牛を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語は、表示していないこと。 |
|--------|--|

- 2 使用する原材料のうち、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律175号）第7条第1項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにあっては、当該日本農林規格による格付が行われたものでなければならぬ。ただし、輸入品の原材料として使用する場合等やむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとすることができる。

第4 生産・製造等の施設

土産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第277号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

- 1 生産・製造管理
製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。
- 2 生産・製造責任者の資格及び人数
食品衛生管理者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための審査審査は、富山県地政特認品認証要綱に基づく。

附則

- この基準は、平成12年6月23日から施行する。
 この基準は、平成14年1月24日から施行する。
 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
 この基準は、令和12年4月1日から施行する。

アイスクリーム類の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された牛乳を用い、富山県内で製造されたアイスクリーム及びアイスマルクに適用する。

第2 定義

この基準において、アイスクリーム及びアイスマルクとは、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(厚生省令第52号)に基づき、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| アイスクリーム | 乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたものであって、乳固形分15.0%のうち、乳脂肪分8.0%以上を含むもの(発酵乳を除く)をいう。 |
| アイスマルク | 乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたものであって、乳固形分10.0%のうち、乳脂肪分3.0%以上を含むもの(発酵乳を除く)をいう。 |

第3 品質

| 区分 | 基準 |
|-----------------|---|
| 品位 | 色沢、香味、組織が良好で、異味異臭がないこと。 |
| 食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県内で搾乳された牛乳 2 クリーム及び粉乳、れん乳、バター 3 砂糖類、水あめ及び粉あめ 4 卵黄 5 風味原料 |
| 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 乳化剤 2 安定剤 3 香料 4 バニラ香料 5 ゼラチン、寒天、卵白、コーンスターク |
| 原料重量に対する牛乳重量の割合 | 風味原料を加える前の原料重量(ベース)に対する牛乳重量の割合が5.0%超であること。 |
| 乳固形分 | アイスクリームにあっては15.0%以上、アイスマルクにあっては、10.0%以上であること。 |
| 乳脂肪分 | アイスクリームにあっては8.0%以上、アイスマルクにあっては3.0%以上であること。 |
| 細菌数 | アイスクリームにあっては1,000,000個/g以下、アイスマルクにあっては60,000個/g以下であること。 |
| 大腸菌群 | 陰性(0.1g×2中)であること。 |

第4 品質表示

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）及びアイスクリーム類及び
氷菓の表示に関する公正競争規約施行規則（昭和55年公正取引委員会承認）第8条及び第11条に
よるものとする。ただし、アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約施行規則第
11条中「アイスクリーム品質表示基準」に係る規定は適用しない。

第5 特別表示事項及びその表示の方法

一括表示事項とは別に、「富山県牛乳を100%使用しています。」等、富山県産の牛乳を使
用している旨を記載することができる。

第6 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管
理が行われていること。

第7 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第8 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成19年3月30日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

豚肉餃子の認証基準

第1 活用の範囲

この基準は、富山県内で生産された豚肉を原材料として、県内で製造された豚肉餃子に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 豚肉餃子 | 次に掲げるいずれかのものをいう。 1 豚肉、野菜などで作ったあんを小麦粉等を原料とした皮で半円形状、円形状等に包み、成形したもの 2 1に蒸煮、ぱい焼、又は食用油脂を揚げること等の加熱処理をしたもの |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | 基準 | | | | | | |
|-------------|--|-------------|---|--------|---|--------|---|
| 品質 | <table border="1"><tr><td>生位</td><td>香り、色調及び食味が良好であること。異味異臭がないこと。</td></tr><tr><td>返の率</td><td>仕込重量の4.5%以下であること</td></tr></table> | 生位 | 香り、色調及び食味が良好であること。異味異臭がないこと。 | 返の率 | 仕込重量の4.5%以下であること | | |
| 生位 | 香り、色調及び食味が良好であること。異味異臭がないこと。 | | | | | | |
| 返の率 | 仕込重量の4.5%以下であること | | | | | | |
| 材料 | <table border="1"><tr><td>食品添加物以外の原材料</td><td>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県内で生産された豚肉。なお、あんに占める豚肉の割合は20%（仕込重量）以上とする 2 野菜 3 小麦粉、米粉等 4 醤油等</td></tr><tr><td>食品添加物</td><td>調味料以外のものを使用していないこと。</td></tr></table> | 食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県内で生産された豚肉。なお、あんに占める豚肉の割合は20%（仕込重量）以上とする 2 野菜 3 小麦粉、米粉等 4 醤油等 | 食品添加物 | 調味料以外のものを使用していないこと。 | | |
| 食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県内で生産された豚肉。なお、あんに占める豚肉の割合は20%（仕込重量）以上とする 2 野菜 3 小麦粉、米粉等 4 醤油等 | | | | | | |
| 食品添加物 | 調味料以外のものを使用していないこと。 | | | | | | |
| 実物 | 混入していないこと。 | | | | | | |
| 内容量 | 表示されている内容量に適合していること。 | | | | | | |
| 表示 | <table border="1"><tr><td>表示事項</td><td>表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。</td></tr><tr><td>特別表示事項</td><td>特別表示事項とは別に、「富山県産豚肉を100%使用しています。」等、富山県産豚肉を使用している旨を記載することができます。</td></tr><tr><td>表示禁止事項</td><td>品評会等で受賞したものであるかのように謳詠さける用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された商品であって受賞品を外記してあるものに表示する場合を除く。）及び自ら行かぬ業としているかのように謳詠せらる用語は、表示しないこと。</td></tr></table> | 表示事項 | 表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。 | 特別表示事項 | 特別表示事項とは別に、「富山県産豚肉を100%使用しています。」等、富山県産豚肉を使用している旨を記載することができます。 | 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように謳詠さける用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された商品であって受賞品を外記してあるものに表示する場合を除く。）及び自ら行かぬ業としているかのように謳詠せらる用語は、表示しないこと。 |
| 表示事項 | 表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。 | | | | | | |
| 特別表示事項 | 特別表示事項とは別に、「富山県産豚肉を100%使用しています。」等、富山県産豚肉を使用している旨を記載することができます。 | | | | | | |
| 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように謳詠さける用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された商品であって受賞品を外記してあるものに表示する場合を除く。）及び自ら行かぬ業としているかのように謳詠せらる用語は、表示しないこと。 | | | | | | |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第298号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、令和2年1月17日から施行する。

加熱たまごの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県で生産された鶏卵を使用して、富山県内で製造された加熱たまごに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|-------|--|
| 加熱たまご | 鶏卵を、殻のままゆで（ゆでたまご）または蒸した（温泉たまご）ものをいう。味を付けるため塩水、海洋深層水等でゆでた場合も含む。 |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|------|---------|---|
| 品質 | 品質 | 香味、色沢及び食感が良好であること。 |
| | 原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 ① 富山県内で生産された鶏卵 ② 塩水、海洋深層水等 |
| 表示 | 食品添加物 | 使用していないこと。 |
| | 異物 | 混入していないこと。 |
| 内容量 | | 表示内容に適合していること。 |
| 表示事項 | 表示事項 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。 |
| | 特別表示事項及 | 一括表示事項とは別に、「富山県産鶏卵を使用しています。」等、富山県産の鶏卵を使用している旨を記載することができる。 |
| | 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞券を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び市公所が准認しているかのように誤認させる用語は表示しないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、令和2年1月17日から施行する。

プリンの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内で生産された鶏卵及び乳を使用して、富山県内で製造されたプリンに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| プリン | 鶏卵及び乳（豆乳を含む。）を主原料とし、砂糖等の調味料及び香辛料を加えて加熱して凝固させたものをいう。ただし、風味をひきたてるために果実、野菜、穀類、乳製品等の風味原料を混ぜることができる。 |
| 風味原料 | 果実、野菜、穀類、乳製品等、味又は香りを付与するために使用する原料をいう。 |

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|----|--------------------|--|
| 品質 | 品行 | 香味、色沢及び食感が良好であること。 |
| | 原材料 食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県産の鶏卵 2 富山県産の乳（富山県産ヨーグルトを含む。） 3 風味原料 4 調味料 5 香辛料 |
| | 食品添加物 | 調味料、香料、酸味料、ゲル化剤及びpH調整剤以外は使用してはならない。 |
| | 異物 | 混入していないこと。 |
| 表示 | 表示事項 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。 |
| | 特別表示事項 | 一括表示事項とは別に、「富山県産鶏卵及び乳を100%使用しています。」等、富山県産の鶏卵及び乳を使用している旨を記載することができる。 |
| | 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語は、表示していないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、令和2年1月17日から施行する。

ホタルイカのしょうゆ漬けの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内の港で水揚げされたホタルイカを原料として、富山県内で製造されたホタルイカのしょうゆ漬けに適用する。

第2 定義

この基準において、「ホタルイカのしょうゆ漬け」とは、ホタルイカのしょうゆ等の調味料に漬け込んだものをいう。

第3 品質及び品質表示

1 ホタルイカのしょうゆ漬けの品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。なお、平成12年厚生省通知衛食第110号及び衛乳第125号に基づいた取扱いを行うこと。

| 区分 | | 基準 |
|--------|---|--|
| 品 位 | | 香味、肉質、色調が良好であること。 |
| 品 材 | 食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 ホタルイカ 2 しょうゆ 3 砂糖 4 富山県で取水し殺菌された海洋深層水 (水の代わりに使用する場合を除く) |
| 質 料 | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料 2 甘味料 3 酸化防止剤 4 鮎夷 5 酒精 6 醣味料 |
| 異 物 | | 混入していないこと。 |
| 内 容 量 | | 表示重量に適合していること。 |
| 表 示 | 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 | |
| | 表示の方法 | 名称は、「ホタルイカのしょうゆ漬け」と記載すること。 |
| | 特別表示事項及びその表示の方法 | ・括表示事項とは別に、「富山県で水揚げされたホタルイカを100%使用しています。」等、富山県で水揚げされたホタルイカを使用している旨を記載することができる。また、富山湾で取水された海洋深層水を水の代わりに使用している場合は、括表示事項とは別に、「富山湾の海洋深層水使用」等、富山湾の海洋深層水を使用している旨を記載することができる。 |

| | |
|--------|--|
| 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一社様によって製造された製品であって受賞名を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語は、表示していないこと。 |
|--------|--|

2 使用する原材料のうち、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第1項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにおいては、当該日本農林規格による格付が行われたものでなければならぬ。ただし、輸入品の原材料として使用する場合等やむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとすることができる。

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法並びに平成12年厚生省通知第食第110号及び衛乳第125号の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成14年1月24日から施行する。

この基準は、平成21年3月31日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

ホタルイカの塩辛の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内の港で水揚げされたホタルイカを原料として、富山県内で製造されたホタルイカの塩辛に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるところとする。

| 用語 | 定義 |
|-----------|--|
| ホタルイカの塩辛 | 次に掲げるものをいう。 1 ホタルイカの赤作り 2 ホタルイカの黒作り |
| ホタルイカの赤作り | しょうゆ又は塩で塩漬したホタルイカに、発酵させたイカ肝臓を加えたものをいう。 |
| ホタルイカの黒作り | しょうゆ又は塩で塩漬したホタルイカに、発酵させたイカ肝臓及びイカスミを加えたものをいう。 |

第3 品質及び品質表示

1 ホタルイカの塩辛の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。なお、平成12年厚生省通知衛食第10号及び衛乳第125号に基づいた取扱いを行うこと。

| 区分 | 基準 | |
|----|-------------|--|
| 品 | 品位 | 香味、肉質、色沢が良好であること。 |
| 原 | 食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 ホタルイカ 2 しょうゆ 3 食塩 4 調味料 みりん、酒、糖類その他調味料として使用するもの 5 ホタルイカ又はスルメイカの肝臓、ムラサキイカ又はスルメイカのスミ 6 富山県で取水し殺菌された海洋深層水（水の代わりに使用する場合を除く） |
| 料 | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料 2 甘味料 3 酸化防止剤 4 醇素 5 酒精 6 酸味料 |
| 異物 | 溶入していないこと。 | |

| | |
|---|--|
| 内容量 | 表示重量に適合していること。 |
| 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 | 表示の方法 名前の表示は、「ホタルイカの丸半（水作り）」又は「ホタルイカの塊半（墨作り）」と記載すること。 特別表示事項及びその表示の方法 一括表示事項とは既に、「富山県で水揚げされたホタルイカを100%使用しています。」等、富山県で水揚げされたホタルイカを使用している旨を記載することができる。また、富山湾で取水された海洋深層水を水の代わりに使用している場合は、一括表示事項とは別に、「富山湾の海洋深層水使用」等、富山湾の海洋深層水を使用している旨を記載することができる。 表示禁止事項 品評会等で受賞したものであるかのように謳歌させる用語（品評会等で受賞したものと同一社様によって製造された製品であって受賞印を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように謳歌させる用語は、表示していないこと。 |
| 小計 | 表示の方法 名前の表示は、「ホタルイカの丸半（水作り）」又は「ホタルイカの塊半（墨作り）」と記載すること。 特別表示事項及びその表示の方法 一括表示事項とは既に、「富山県で水揚げされたホタルイカを100%使用しています。」等、富山県で水揚げされたホタルイカを使用している旨を記載することができる。また、富山湾で取水された海洋深層水を水の代わりに使用している場合は、一括表示事項とは別に、「富山湾の海洋深層水使用」等、富山湾の海洋深層水を使用している旨を記載することができる。 表示禁止事項 品評会等で受賞したものであるかのように謳歌させる用語（品評会等で受賞したものと同一社様によって製造された製品であって受賞印を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように謳歌させる用語は、表示していないこと。 |
| | 2. 使用する原材料のうち、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第1項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにあっては、当該日本農林規格による格付が行われたものでなければならぬ。ただし、輸入品の原材料として使用する場合等やむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとすることができる。 |
| | |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法並びに平成12年厚生省通知衛食第110号及び衛乳第125号の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成14年1月24日から施行する。

この基準は、平成21年3月31日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

シロエビの昆布じめの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内の海で水揚げされたシロエビ（標準和名シラエビ）を原料として、富山県内で製造されたシロエビの昆布じめに適用する。

第2 定義

この基準において、「シロエビの昆布じめ」とは、シロエビを旨味調味料で昆布でじめ合水の又はこれを冷凍したものという。

第3 品質及び品質表示

| 区分 | | 基準 |
|-------|-----------------|--|
| 品質 | 品 位 | 形状、香味、色沢が良好であること。 |
| | 原 料 | 次に列げるもの以外のものを使用していないこと 1 シロエビ 2 昆布 |
| | 食 品 添加 物 | 使用していないこと。 |
| 異 物 | | 混入していないこと。 |
| 内 容 量 | | 表示重量に適合していること。 |
| 表示基準 | | 表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に沿るもののか、次のとおりとする。 |
| 表 示 | 表示の方法 | 名称の表示は、「シロエビの昆布じめ」と記載すること。 |
| | 特別表示事項及びその表示の方法 | 認証品については、括表示事項とは別に、「富山県で水揚げされたシロエビを100%使用しています。」等、富山県で水揚げされたシロエビを使用している旨を記載することができる。 |
| | 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのよう認識させる用語（品評会等で受賞したものと同様様によつて製造された製品であつて受賞年を記してあるものに表示される場合を除く。）及び官公庁が掲示しているかのように認識させる用語は、表示していないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第293号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県取扱店舗認証委員会に依頼する。

附則

この基準は、平成12年6月23日から施行する。

この基準は、平成28年1月1日から施行する。

この基準は、令和1年4月1日から施行する。

ブリ大根の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内の港で水揚げされたブリ（当該魚を含む）と富山県内で半蔵された大根を原料として、富山県内で製造されたブリ大根に適用する。

第2 定義

この基準において、「ブリ大根」とは、ブリと大根を調味液で煮たものをいう。

第3 品質及び品質表示

| ス フ ィ | | 基 準 |
|------------------|---|--|
| | 品 位 | 香味、肉質、色沢が良好であること。 |
| 品 原 材 料 | 食品添加物以外の原材料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 ブリ 2 大根 3 しょうが 4 小松 5 かづらねびし 6 調味料 しょうゆ、糖類、みりん、酒その他の調味料として使用するもの 7 香辛料 |
| | 食品添加物 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料 2 日味料 |
| | 黒 物 | 混入していないこと。 |
| | 内 容 量 | 表示されている内容量に適合していること。 |
| 表 示 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 | |
| | 表示の方法 | 名称は、「ブリ大根」と記載すること。 |
| | 特別表示事項及びその表示の方法 | 括弧表示事項とは別に、「富山県産のブリと大根を100%使用しています。」等、富山県で水揚げされたブリと富山県内で半蔵された大根を使用している旨を記載することができる。 |
| | 表示禁止事項 | 品評会等で受賞したものであるかのように謳歌させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように謳歌させる用語は、表示していないこと。 |

2 使用する原材料のうち、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第75号）第7条第1項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにあっては、当該日本農林規格による格付が行われたものでなければならぬ。ただし、輸入品の原材料として使用する場合等、得られない場合には、当該日本農林規格に適合するものとすることができる。

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品安全法（昭和22年法律第233号）に基づいて適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法並びに平成12年厚生省通知衛食第110号及び衛乳第125号の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成14年1月24日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

煮干魚類の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内で水揚げされた魚類を原料として、富山県内で製造された煮干魚類に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の意味は、それと同様の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 煮干魚類 | まいわし、かたくらわし、うるめいわし、いかなご、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させて乾燥したものであって、水分が18%以下であるものをいう。 |
| パック品 | 気密性のある容器に入れ、かつ、不活性ガスを充填したもの又は脱酸剤を封入したものをいう。 |

第3 品質

| 区分 | 基準 |
|----------|--|
| 形態 | 1 肉締まりが優良で、かつ、反ほげがなく、腹切れしたものがほとんどないこと。 2 頭落ちが5%以下であること。 3 体長がほぼそろっていること。 |
| 色 沢 | 固有の優良な色澤を有し、油焼けによる黄変がほとんどないこと。 |
| 香 味 | 固有の優良な香味を有し、油焼臭がないこと。 |
| きよ う 雜 物 | ほんぱないこと。 |
| か び | ないこと。 |
| 脂 脂 分 | 極めて少ないとこと。 |
| 水 分 | 18%以下であること。 |
| 原 料 | 食品添加物以外の原材料 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県内で水揚げされた魚類 2 食塩 |
| 料 | 食品添加物 酸化防止剤である抽出トコフェロール以外のものを使用していないこと。 |
| 容 器 | 状態 1 密封が完全であること。 2 パック品にあっては、次のとおりとする。 (1) 密封部にフィルムのひだがないこと。 (2) 密封部に内容物のかみ込みがないこと。 酸素透過度 (パック品に限る) 1 不活性ガス充填のものにあっては、温度20℃、乾燥状態において1ml/m ² ・24h以下であること。 2 脱酸剤を封入したものにあっては、10 ml/m ² ・24h以下であること。 密封部の強度 (パック品に限る) 1.0kg以上であること。 酸素残存率 (パック品に限る) 容器中の気体の0.5%以下であること。 |
| | 異物 混入していないこと。 |
| | 内容量 表示重量に適合していること。 |

第4 測定方法

拘束の品質基準における水分、酸素濃度、密封部の強度及び酸素残存率の測定方法は、漁獲魚類及び養殖魚類粉末の日本農林規格（平成6年農林水産省告示第1132号）に定めるとおりとする。

第5 品質表示

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。

第6 特別表示事項及びその表示の方法

括表示事項とは別に、「富山県内で水揚げされた〇〇（魚類）を100%使用しています。」等、富山県内で水揚げされた魚類を使用している旨を記載することができる。

第7 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第8 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第9 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認証要綱に基づく。

附則

この基準は、平成16年1月22日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

魚介類干物（みりん干し、一夜干し含む）の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県内で水揚げされた魚介類を原料として、富山県内で製造された魚介類干物（みりん干し、一夜干し含む。）（以下同じ。）に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|-------|---|
| 魚介類干物 | ブジ、イワシ、カマス、イカ、シコエビ等の魚介類をそのままもしくは内臓を取りなど調製したものと、そのままもしくは食塩、あるだけしょうゆ、砂糖等からなる調味液で調味し、乾燥したもの。 |

第3 品質

| 区分 | 基準 |
|-------|---|
| 色 淡 | 優良な色澤を有し、著しい変色が見られないこと。 |
| 香 味 | 異臭がないこと。 |
| か び | ないこと。 |
| 原 料 | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 富山県内で水揚げされた魚介類 2 調味料 しょうゆ、食塩、糖類、みりん、酒、その他調味料として使用するもの 3 遅煮水餃類 4 でんぶん 5 風味原料（ごま、海苔等） |
| | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料 2 D-ソルビトール 3 磷化防止剤(RHA及びBHTを除く) |
| 異 物 | 混入していないこと。 |
| 内 容 量 | 表示されている内容量に適合していること。 |

第4 品質表示

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。

第5 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第6 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第7 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域特産品認定要綱に基づく。

附則

この基準は、平成18年1月10日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

かき揚げ類の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、富山県産野菜や富山県で水揚げされた魚介類等を富山県内で製造されたかき揚げに適用する。

第2 定義

この基準において、「かき揚げ類」とは、野菜類だけを細かくしてかき揚げにしたもの、小型の魚介類をそのまま、若しくは形がわかる程度に細かくした魚介類を魚介類だけで、あるいは野菜等とかき揚げにしたものという。

第3 品質及び品質表示

| 区分 | 基準 |
|----|---|
| 品質 | 品 位 形状、香味、色調が良好であること。 |
| | 食品添加物以外の原材料 使用する野菜は、1種以上富山県内で生産されたもの、魚介類を使用する場合は、富山県で水揚げされたものと限る。 |
| | 異 物 混入していないこと。 |
| | 内容量 表示されている内容量に適合していること。 |
| 表示 | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。 特別表示事項及びその表示の方法 特別表示事項とは別に、「富山県産野菜、富山県深魚介類を100%使用しています。」等、富山県内で生産された野菜、富山県で水揚げされた魚介類を使用している旨を記載することができる。 |
| | 表示禁止事項 品評会等で受賞したものであるものように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているもののように誤認させる用語は、表示していないこと。 |

第4 生産・製造等の施設

牛丼・製造施設・保管施設等は、食品衛生法（昭和23年法律第230号）並びに弁当及びそうざいの衛生規範（昭和54年厚生省通知環食第161号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

製造に当たっては、食品衛生法並びに弁当及びそうざいの衛生規範の遵守に努め、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、富山県地域内産品認定要綱に基づく。

附則

この基準は、平成26年3月26日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。